

令和 2 年度  
事業報告書

自 令和 2 年 10 月 1 日  
至 令和 3 年 9 月 30 日

公益財団法人 草の根事業育成財団

## I 事業報告

### 【総括】

第 11 期にあたる 2020 年度(令和 2 年度)の事業報告は、以下のとおりである。

2020 年度事業計画の通り、草の根育成助成について助成先事業の対象数の減少をできるだけ食い止めることを図り実行した。

結果、第 19 回選考委員会及び第 20 回選考委員会での審議に基づき、20 団体 21 事業(前年は 29 事業)の申請を受け、申請事業のすべてを採択した。選考対象となった事業分野は、

- (1) 障害者、生活困窮者若しくは事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- (2) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (3) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (4) 児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- (5) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、若しくは豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (6) 文化及び芸術振興を目的とする事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

であるが、その分野内訳は、

- (1)が 2 事業
- (2)が 2 事業
- (3)が 0 事業
- (4)が 2 事業
- (5)が 6 事業
- (6)が 2 事業
- (7)が 7 事業

であった。

申請査定後の選考委員会の結果、助成内定金額の総計は 5,929 千円(前年 4,553 千円)とした。また、物品助成としてのテントは三つの事業に制作して提供することとなった。

次に、2021 年草の根育成助成の計画では、第 21 回選考委員会及び第 22 回選考委員会(メールによる選考)での審議に基づき、前年同様に 7 つの事業分野について公募助成申請を受け付け 4 ページ記載のような結果となった。

この 2 年近くの間遭遇した新型コロナによるパンデミック渦中での配慮をしつつ「子どもから高齢者まで 市民一人ひとりが自立(自律)し、それら各人が互いに尊重し、助け合い、共に生き生きと暮らす社会を築き、より心豊かな市民生活が実現する」ための助成を行うという草の根育成助成の目的はそのままに、助成先との協働を通してその目的の実現を目指す予定である。限られた条件の下ではあるが、助成先への少しでも丁寧な支援を目指したい。

さらに、2019年度から計画実行してきた新規公益事業(公2 ふじみ倶楽部体験活動事業)については、事業計画と補正予算の策定により東京都公益認定委員会の審議を受け、令和3年7月1日付で認定書の交付を受けた。

### 公1【2020年 草の根育成助成事業】

本事業は、地域の社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、よりよい地域社会の形成に寄与することを目的として実施した。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請数	申請金額計	内定数	内定金額計	交付金額計
令和2年度	21	6,905,000	21	5,929,000	3,726,000

\*内定21件中1件は事業継続が難しくなり助成辞退。助成実績数は20事業となった。

#### 【助成先団体名と事業名】

##### 団体名

##### 事業名

南平地区社会福祉協議会

地域コミュニティ活性化事業

ジャパン・カインド`ネーション協会

Can+s yoga がんサバイバー女性支援

ゆう

障害者児のためのコンサート(開催中止)

Smile up

聴くを届ける

地球ことば村・世界言語博物館

外国にルーツのある児童への対訳教材無償贈与

「雪どけ」

『雪どけ』オンライン広場の構築と実践に関する事業

市民後見北ネット

成年後見制度の利用推進と担い手づくり

非行克服支援センター

教育・福祉・子育てを学びあう講座

言語障害者の社会参加を支援するパートナーの会 和音

失語症者の家族のための冊子改訂版作成頒布事業

ジェンダーと多様性をつなぐフェミニズム自主ゼミナール (ふえみゼミ)

ジェンダー平等を学ぶ講座の開催と若者の社会活動スタートアップ支援

駒澤学園

高齢者の健康フォローアップ事業

アスデッサン

ミライドアッププロジェクト：家に居ながら社会と繋がる無料のオンライン授業

アートネットワーク・ジャパン

廃校施設を活用した「ほうかごシアター」

HAL

わんぱくキャンプ in 新潟

フライハイト・タップ・コントリビューションプロジェクト

オンライン インクルーシブタップダンス体験会

よりみち

発達障害児、難聴児、不登校児のオンライン支援

町田・ワーカーズまちの縁がわ小山田桜台ほっとスペースさくらさくら

多世代と多様性の中でのおたがい様の実現と、活力あるコミュニティの形成

鷹の台ひとえん会 鷹の台駅周辺地区活性化プロジェクト

いたばしCBプラットフォーム

シニアと地域をつなぐ生き生きワークショップ

板橋区認可外一時保育マップPJ

れっど・しゃっふる

親子バルシューレ

### 【2021年草の根育成助成】

本事業は前年度同様、地域の社会問題解決の為に活動している団体が行う事業に助成し、よりよい地域社会の形成に寄与することを目的として実施した。

なお、2021年草の根育成助成事業の具体的な内容については、同募集要項のとおりであることから、次の項目において【2021年草の根育成助成 募集要項】を転載する。

申請及び採択・交付：

(単位 円)

	申請数	申請金額計	内定数	内定金額計	交付金額計
令和3年度	12	2,994,000	11	2,114,000	未定

\*交付金額は、2022年3月までの助成対象期間終了後の報告を待って確定される。

### 【2021年草の根育成助成 募集要項】 転載

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために助成をする財団法人です。2021年(令和3年)は下記の通り助成対象事業を募集します。

#### 1. 助成対象事業

東京都内で行われる事業で下記分野に属する事業。

- ①障がい者、生活困窮者や事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- ②高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ③勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ④児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- ⑤教育、スポーツ等を通じて心身の健やかな表現と豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ⑥文化及び芸術振興を目的とする事業
- ⑦地域社会、コミュニティの健全な営みを目的とする事業

#### 2. 募集対象者（応募資格）

東京都内に拠点を有する非営利の法人（NPO法人、社団法人、財団法人等）及び任意団体

### 3. 対象となる助成期間

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日

### 4. 助成額

1 事業あたり 100 万円を上限とします。

### 5. 助成対象経費と補助率

申請内容により区分します。区分は、次のどの事業に該当するかご確認ください。

- A. 新規/更新事業備品調達助成：事業開始に必要な備品或いは 10 年以上経過した事業の備品更新
- B. 新規事業助成：今年度初めて開始する事業
- C. 継続事業助成：同一事業内容で既に 1 年以上の実績があり継続しようとする事業
- D. 新規イベント助成：今年度初めて実施する事業で開催日が年間 7 日までの事業

#### 事業分類（助成区分）

対象経費	補助率
A. 新規/更新事業備品調達助成	備品購入費のみ 80%
B. 新規事業助成	全ての事業経費 60%
C. 継続事業助成	全ての事業経費 2 年目 40%      3 年目 20%
D. 新規イベント助成	全ての事業経費 60%
E. 対象事業への物品助成（※）	支援物品製作経費 100%

#### 【これまでの対象事業事例】

人生 100 年時代と言われる現在、ボランティア活動などで生き方を大切にする活動支援も行います。

#### ①ひろがれ！こども食堂

こどもの貧困や孤立について市民の理解とそれへの支援をすすめる。

#### ②高齢者の健康フォローアップ事業

健康不安・健康維持増進に努めたいという高齢者への介護予防支援対策での協働。

#### ③自転車修理技能講習

勤労意欲のある失業者に自転車修理ワークショップを開き就労に結び付ける。

#### ④児童養護施設の子供たちとドルフィンスイム<ボランティア活動>

児童養護施設の子供たちに新しい体験や気づきを提供する。

#### ⑤中学生ハンドボールクラブの運営

子どもの基礎体力が低下している。継続してスポーツを行える場「クラブ」を運営する。

#### ⑥まちいろいろのワークショップ

このイベントは、参加者が小グループに分かれ、まちでいろを探しその色を共有し、絵を描く。

## ⑦Non-Border ボッチャ交流会

年齢・性別・国籍・スポーツ経験・障がいなど違いを超えて交流し“ゆたかなくらし”を目指す。

### 6. 申請方法

#### (1) 申請書類

「2021 年草の根育成助成交付申請書」をご使用ください。

※当財団のホームページからダウンロードできます。(3 月 1 日公開予定)

#### (2) 申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の手引きなど必要書類をダウンロードしてください。

②手引きに沿って必要書類を作成してください。

③必要書類を当財団宛に郵送し、併せて E メールにてご提出ください。

※インターネット環境のない方は電話でお問い合わせください。

### 7. 問い合わせと申請受付期間

#### 【募集問い合わせ期間】

2021 年 3 月 1 日～5 月 31 日

#### 【申請受付期間】

2021 年 5 月 31 日～6 月 12 日(消印有効 E メールは必着)

### 8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、必要事項のチェックののち「草の根育成助成選考委員会」による審査選考を踏まえ、7 月末日までに採否結果を e メール速報通知します。

### 9. 選考基準

- ・地域の問題を適切に捉えているか。
- ・問題解決のために適切な事業計画となっているか。
- ・本事業を進める団体として適切か。
- ・継続的に事業を行うための資金計画となっているか。
- ・他の地域や団体への波及が考えられるか。

### 10. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書提出の後、助成金額が確定し、1 か月以内に団体指定銀行口座宛に振込みます。

事業完了前の交付を必要とされる場合(助成内定金額の 50%まで)は、所定の手続きの後当年 10 月以降に事前送金します。

11. 助成対象とならない事業

- (1) 申請団体が主管、主催でない事業
- (2) スポンサー、企業等の宣伝色の強いもの
- (3) 過去 3 年連続で草の根育成助成の助成金を受けた事業
- (4) 10 年以上連続してすでに定着して実施されている事業(事業備品更新：助成区分 A は除く)

12. 審査時に後順位になる事業

- (1) 参加対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) 総事業費が 5,000 千円を超える事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業
- (4) 受益者負担を一切考えていない事業
- (5) 各省庁の補助金等、他の助成金も受けて実施される事業
- (6) 営利目的が顕著な事業

13. その他

- (1) 申請書は返却しませんので、コピーを保管してください。
- (2) 申請後、採否の通知を受けるまでの間に、申請団体・連絡担当者の住所・連絡先等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 採択された助成事業は当財団のホームページ等を通じて公表しています。予めご承知ください。
- (4) 2021 年 5 月に報告交流会を予定しています。奮って参加ください。
- (5) 過去に助成金を交付した事業については過去の報告書も選考資料とさせていただきます。
- (6) 助成区分 E の簡易テントは、大きさが 2 種類あります。詳しくは、手引きを参照ください。

申請書送付先／問合せ先

公益財団法人 草の根事業育成財団 事務局

〒182-0024 東京都調布市布田 1-15-9-403 TEL : 042-427-4278 (平日 10:00~16:00) FAX :  
042-449-6942

電子メール : [info@kusanoneikusei.net](mailto:info@kusanoneikusei.net)

ホームページ : <http://www.kusanoneikusei.net/>

以上

**公 2 【2020 年 ふじみ倶楽部体験活動事業】**

本事業は、2021 年 7 月 1 日に公益事業としての認定を受けて、ホームページ

<http://www.kusanoneikusei.net/taikenkatudou.html> に公開した通りに開始することができた。

具体的な計画(次ページ 実施要項案)は、3 か月の補正予算により第 12 期の事業展開の準備を主な内容としたうえで「児童または青少年の健全な育成の妨げになっている諸問題の解決を図る「スポーツやイ

メント」を通した安心な居場所づくりと交流」を目的とした「若者交流倶楽部」については 7 月 2 日から概ね 5 時間程度の活動を毎週行い、9 月までに 13 回の交流機会を持つことができた。

なお、2020 年ふじみ倶楽部体験活動事業の内容については、変更認定申請時に東京都に提出した同実施要項(案)のとおりであることから、次項目において【令和 2 年度ふじみ倶楽部活動事業 実施要項(案)】を転載する。



## 令和 2 年度ふじみ倶楽部体験活動事業実施要項(案)

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を送ることを実現するための体験活動を下記の通り実施します。

### 1. 実施する事業概要（公益目的事業の種類（定款第 4 条第 1 項第 4 号））

公益財団法人草の根事業育成財団が児童・青少年の健全な育成を目的として建設所有する「ふじみ倶楽部ハウス」を拠点として、別に定める「ふじみ倶楽部体験活動事業」運営規程によって以下の倶楽部体験活動を実施する。

#### （1）子育て支援シェアキッチン倶楽部

～ 児童または青少年の健全な育成の障害となっている地域社会に関する諸問題の解決を図る基礎となる安心な居場所づくりの下で展開する体験活動プログラム

- ・ノーバディズパーフェクトプログラムなどを通じて、医療的ケア児の親を中心に抱えている悩み、関心を話し合い子育ての仕方を学ぶ場の提供
- ・発達障害児、不登校児などの子どもたちが気軽に立ち寄り、運動の機会や学習の支援が得られる場の提供
- ・就労支援としてカフェや料理の提供を通じ、働くための訓練の機会や場の提供
- ・喫茶（コーヒー、ケーキ等）をしながらの談笑、勉強会や料理教室を開催するなど地域住民がくつろげる場の提供

#### （2）若者交流倶楽部

～ 児童または青少年の健全な育成を目的として構成された体験活動プログラム

- ・近隣の若者たちのスポーツ活動の支援及びイベント（成人式、クリスマス、卒業式等）活動
- ・運動施設で毎週金曜日の午後実施する体験活動「ボラーレ」を主宰する。

### 2. 事業対象者

#### （1）子育て支援シェアキッチン倶楽部

- ・障害の程度に関わらず子育てに悩みや関心を持っている親や生きづらさを抱えている当事者
- ・子どもから高齢者までくつろぎの場を求めている不特定の方

#### （2）若者交流倶楽部

- ・周囲に馴染めないあるいは家庭環境に問題を抱えるなどから、スポーツやイベント活動に十分には参加できていない児童または青少年

### 3. 事業期間

2021年6月1日から2021年9月30日

## II 事務報告

### 1. 基本財産

令和3年9月30日現在における当財団の基本財産は次の通りである。

設立時受入額	3百万円
合 計	3百万円

### 2. 役員

代表理事	長谷 方人
理 事	早川 武彦
理 事	新津 ふみ子
監 事	新庄 和彦

令和3年9月30日現在 計4名

### 3. 評議員

三枝 好幸	桜町病院ホスピス科部長
加藤 智弘	株式会社ティー・エム・ケー 取締役営業本部長
白井 久明	弁護士

令和3年9月30日現在 計3名

### 4. 理事会

令和2年度における理事会は書面及び電磁的記録を含めて、次の議事録の通り6回実施した。

## 第42回理事会 みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年10月30日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人
3. 議決に加わることができる理事の総数 3名
4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

### 目的事項(決議事項)

第1号議案 令和1年度(第10期)事業報告及び決算案承認の件  
添付の事業報告書案及び決算案の通り

第2号議案 定時評議員会招集の件

開催日:令和2年11月23日

議案: 1、決算案の承認

2、理事の選任(現在の理事を重任すること)

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和2年10月20日付で代表理事長谷方人が当法人の理事全員及び監事に対して上記議案についてメール通知にて開催通知を発し、当該議案につき、令和2年10月29日中に理事全員及び監事からの書面表決回答で異議がない旨の回答がなされたことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、次の報告事項について別報告書により報告が行われた承された。

報告事項: 令和2年度以降の事業展開について

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和2年10月30日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

## 臨時理事会みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年10月30日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人
3. 議決に加わることができる理事の総数 3名
4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

### 目的事項(決議事項)

#### 第1号議案 区分変更の件(1)

令和2年9月30日付にて、控除対象財産のうち計120,400,000円(みずほ証券PRDC債(USD)及びEB債(コマツ)、令和元年9月末日時点帳簿価格)を、6号財産から2号財産に区分変更すること。

#### 第2号議案 区分変更の件(2)

令和2年9月30日付にて、控除対象資産161,469,057円(上記寄付財産の令和元年度9月末日時点帳簿価格)を、6号財産から5号財産に区分変更すること。

#### 5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和2年10月20日付で代表理事長長谷方人が当法人の理事全員に対して上記議案についてメール通知にて開催通知を発し、当該議案につき、令和2年11月30日までに理事全員からの書面表決回答で異議がない旨の回答がなされ、監事からの異議がなかったことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和2年10月30日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

## 第43回理事会 みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年11月20日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人
3. 議決に加わることができる理事の総数 3名
4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

### 目的事項(決議事項)

#### 第1号議案 定時評議員会議題追加の件

定時評議員会における第2号議案について、「第2号議案 理事3名の選任 現理事3名の任期満了に伴い、理事全員の重任を提案したい。」との議案を、「第2号議案、理事3名・監事1名の選任 現理事3名及び現監事1名の任期満了に伴い、理事全員及び監事の重任を提案したい」として、監事1名の選任（再任）も、追加提案すること。

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和2年11月10日付で代表理事長長谷方人が当法人の理事全員に対して上記議案についてメール通知にて開催通知を発し、当該議案につき、令和2年11月20日中に理事全員からの書面表決回答で異議がない旨の回答がなされたことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和2年11月20日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

## 第44回理事会 みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年12月15日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人
3. 議決に加わることができる理事の総数 3名
4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

目的事項(決議事項)

第1号議案 代表理事選任の件  
理事長長谷方人を代表理事に選任すること。

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和2年12月14日付で代表理事長長谷方人が当法人の理事全員及び監事に対して上記議案についてメール通知にて開催通知を発し、当該議案につき、令和2年12月15日までに理事全員及び監事からの書面表決回答で異議がない旨の回答がなされたことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和2年12月16日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

## 臨時理事会みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和3年4月26日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人
3. 議決に加わることができる理事の総数 3名
4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

### 目的事項(決議事項)

#### 第1号議案 新規公2事業「ふじみ倶楽部体験活動事業」の件

令和3年6月1日付にて、別紙「令和2年度(第11期)事業計画書(補正案)及び2020年度収支補正予算(案)に基づく変更申請及び申請原案について申請手続きに際しての微細な記述変更及び原案に対する公益法人担当からの指摘対応について代表理事に一任する件

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和3年4月20日付で代表理事長長谷方人が当法人の理事全員に対して上記議案についてメール通知にて開催通知及び原案資料を発し、当該議案につき、令和3年4月26日までに理事全員からの書面表決回答で異議がない旨の回答がなされ、監事からの異議がなかったことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和3年4月26日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人

## 第46回理事会 みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和3年9月28日
2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 理事 長谷方人
3. 議決に加わることができる理事の総数 3名
4. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

### 目的事項(決議事項)

第1号議案 令和3年度(第12期)事業計画の件  
提出事業計画(案)のとおり

第2号議案 令和3年度(第12期)収支予算の件  
提出収支予算(案)のとおり

5. 理事会議事録の作成にかかわる職務を行った理事 長谷方人

令和3年9月18日付で代表理事長長谷方人が当法人の理事全員及び監事に対して上記議案についてメール通知にて開催通知を発し、当該議案につき、令和3年9月27日中に理事全員からの書面表決による異議がない旨の回答及び監事からの異議がない旨の回答がなされたことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当法人の定款の定めに基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。また、次の報告事項について別報告書により報告が行われ了承された。

### 報告事項

#### 1. 代表理事の執務執行についての報告

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本議事録の作成を行った理事は、次に記名押印する。

令和3年9月28日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成担当理事・代表理事 長谷方人



第46回理事会の報告事項は、次の通り。

#### 第46回理事会 電磁的審議 報告書

令和3年9月18日

理事・監事各位

第12期事業計画及び予算の審議に当たり、次の3点についてご報告し今後の事業展開についても触れさせていただきます。

#### 1.代表理事の執務執行についての報告

- ①2021年草の根育成助成については、選考委員会の採択に従い11団体が計画した11の事業への助成金による支援、また、3団体3事業に対する物品支援 テント制作 5張りを 実施します。
- ②新たに公2事業として 計画した 公益事業（体験活動等事業 は、ふじみ倶楽部体験活動事業として別紙のように要項を策定し、本年8月17日に第一回の運営会議にて承認されました。
- ③体験活動事業の 実行に当たり、事務局機能の整備を行いたいと考え、一名の非常勤職員の採用を行いたいと考えます。採用に当たっての予算は、予算書の通りです。ふじみ倶楽部活動の運営調整担当 を想定しております。

#### 今後の事業展開

- ①草の根育成助成は、昨年比で申請件数が半減いたしました。事業計画書にある通り 助成金額も半減しております。新型コロナ禍での地域社会の人々の日常生活での営みの 今後の進展を理解し、東京都にあつての草の根の市民活動がどのように変化していくのかをしっかりと 捉えて計画 実行していきたいと考えます。
- ②ふじみ倶楽部体験活動事業については、当財団組織内部で事業完結することに拘泥せず、地域やそれを越えた人的ネットワークにも接続して 協力関係のうちに広がり と深化を考えていきます。

以上

## 5. 評議員会

令和 2 年度における評議員会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策下によりみなし決議として第 10 回定時評議員会議事録(次頁)のとおり 1 回実施した。

## 第10回定時評議員会議事録

### (みなし決議)

1. 第10回定時評議員会の決議があったものとみなされた事項

第1号議案 令和1年度事業報告及び決算書類承認の件

第2号議案 理事・監事の選任（現在の理事・監事を重任すること）の件  
現理事である早川武彦、新津ふみ子・長谷方人を選任（重任）すること、  
及び現監事である新庄和彦を選任（重任）すること。

2. 1の事項を提案した者の氏名

代表理事 長谷 方人

3. 第10回定時評議員会の決議があったものとみなされた日

令和2年11月23日

4. 報告事項

1. 令和2年度(第11期)事業計画及び予算
2. 令和2年度以降の事業展開について

令和2年11月9日、代表理事長谷方人が評議員の全員に対して上記定時評議員会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和2年11月23日、評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の第10回定時評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、第10回定時評議員会の決議の省略を行ったので、当該評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び同法施行規則第60条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

令和2年11月23日

公益財団法人草の根事業育成財団

議事録作成者 代表理事 長谷 方人

## 6. 監査の実施

次の監査報告書の通り。

### 監 査 報 告 書

公益財団法人草の根事業育成財団

代表理事 長 谷 方 人 殿

令和2年10月26日

監 事 新 庄 和 彦



令和1年10月1日から令和2年9月30日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法及びその内容

私は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

#### 2 監査意見

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

## 7. 株式保有の概要

名称：有限会社 AHK

事務所所在地：東京都調布市調布ヶ丘一丁目 1 4 番地 4

資本金等：金 1 8 0 0 万円

事業内容：有価証券の保有と運用

役員の数及び代表者の氏名：取締役 3 名 代表取締役 長谷方人

従業員の数：7 名

当該公益法人が保有する株式の数及び当該営利企業の総株式数に占める割合

：A 種種類株式（無議決権株式） 17,998 株

総株式に占める割合：99.9%（但し、議決権はなし）

保有する理由

：上記会社の株主(8,999 株保有)の死去に伴い、平成 29 年 3 月 1 日付にて、株式配当金を公益事業に役立てて貰いたいとして遺贈されたため。

：当該株式の入手日：平成 29 年 3 月 1 日

：上記会社の株主(8,999 株保有)からの寄付行為による。

：当該株式の入手日：令和 2 年 3 月 3 1 日

当該公益法人と当該営利企業との関係

：公益法人の代表理事と上記会社の代表取締役が同一であるが、その他資金、取引等の関係はない。

その他注記事項

：なお、令和 2 年度において、有限会社 AHK 株式の時価が 50%以上減少したため、「会計制度委員会報告第 14 号 金融商品会計に関する実務指針 92. 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理」に照らし、評価減を行った。そのため、当財団の貸借対照表における「2、固定資産」の「(2)特定資産」内にある「有価証券」欄における有限会社 AHK 株式の評価額が前年度から変更されている。

具体的な経緯については、有限会社 AHK 作成の「有限会社 AHK A 種類株式 17,998 株の評価替えについて 報告」のとおり。

## 8. 補足事項

令和 2 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上